

## 次世代自動車充電インフラ整備促進事業について

平成 25 年 1 月 15 日  
経済産業省自動車課

1. 平成 24 年度補正予算案（1 月 15 日閣議決定）として、EV 及び PHEV 用の充電インフラの設置にかかる補助金を計上。予算額は 1,005 億円、基金形式（単年度限りの執行ではない）。
2. これまでの CEV 補助金では、購入費の 1 / 2 補助のみであったところ、ある一定の要件を満たす充電器については、購入費及び設置工事費の 2 / 3（又は 1 / 2）を補助（ただし、コンセント式普通充電器購入については、引き続き対象外）。具体的には、補助上限額を設定しつつ、
  - （1）自治体等が策定するビジョン（添付資料 2 参照）に基づく充電器（主に急速）：購入費及び工事費の 2 / 3 を補助
  - （2）自治体等が策定するビジョンには基づかないものの公共性\*を有する充電器（急速、普通）：購入費及び工事費の 1 / 2 を補助
  - （3）マンションの駐車場及び月極駐車場へ設置する充電器：購入費及び工事費の 1 / 2 を補助
  - （4）それ以外の充電器：購入費の 1 / 2 を補助（従来の CEV 補助金と同じ）

※①充電設備が公道に面した入り口から誰もが自由に入出りできる場所にあること、②充電器の利用を他のサービス（飲食等）の利用を条件としていないこと、③カード認証システム等により利用者を限定していないことの要件を全て満たすもの。
3. 今後、各経済産業局が開催する連絡会を通じて、自治体へ説明予定。

### <問い合わせ先>

経済産業省自動車課

課長補佐 石井孝裕(ishii-takahiro@meti.go.jp)

課長補佐 丸山智久(maruyama-tomohisa@meti.go.jp)

係長 木村滋之(kimura-shigeyuki@meti.go.jp)

電話番号：03-3501-1690

以上